

## 一般財団法人日本建築センターと一般財団法人北海道建築指導センターとの連携協定

一般財団法人日本建築センター（以下「甲」という。）及び一般財団法人北海道建築指導センター（以下「乙」という。）は、我が国の建築活動の円滑化と建築物の質の向上を目指し、相互に連携した業務を実施するため、本協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、両機関が有する人的・物的・知的資源を活用して、相互に連携して業務を実施することにより、建築物に係る技術情報の効果的な普及、建築物に係る審査の合理化・迅速化、建築物に係る調査・研究の促進等を図り、もって、我が国、特に北海道における建築活動の円滑化と建築物の質の確保・向上に寄与することを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 本協定において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 建築物に係る技術情報 建築物に係る審査情報及び建築物に係る法令その他の制度、構造方法、材料等並びにこれらに関連する情報
- 二 建築物に係る審査 建築基準法の規定に基づき行う確認、中間検査、完了検査、構造計算適合性判定、構造方法等の認定に係る評価、型式適合認定及び型式部材製造者認証並びにその他の法令の規定又は甲若しくは乙が定める規定に基づき行う建築物に係る技術的審査

### （連携事項等）

第3条 甲及び乙は第1条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携する

- 一 建築物に係る技術情報の普及に関すること
  - 二 建築物に係る審査の充実に関すること
  - 三 建築物に係る調査・研究の促進に関すること
  - 四 その他本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること
- 2 甲及び乙は前各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとする。
- 3 具体的な実施事項及び実施に伴う費用負担については、甲乙協議の上決定し、必要に応じて実施事項ごとに契約又は覚書を締結するものとする。

### （秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の連携により知り得たお互いの技術上、営業上、及び個人情報その他の秘密情報を相手方の同意がない限り第三者に開示しないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、連携協定締結時にすでに公開となっている情報及び相手方の許可を得た情報についてはこの限りではない。
- 3 前2項の規定は協定終了後も継続する。

(期間)

第5条 本協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 本協定の有効期間が満了する日の1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し入れを行わないときは、有効期間が満了する日から1年間延長されるものとする。

3 前項の規定により有効期間が延長された場合は、同項の規定により延長された有効期間を第1項の有効期間とみなして前項の規定を適用する。

(協定内容の変更)

第6条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(協定の解除)

第7条 甲又は乙は、本協定期間中であっても、3ヶ月前の予告期間をもって本協定を解除することができるものとする。

2 前項に基づく解除の申し入れは書面をもって行うものとする。

3 前2項に基づく解除については、甲及び乙は相手方に対し、その事業に損害が生じないように配慮するものとする。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定各条項の解釈に疑義が生じた場合には甲乙誠意をもって協議のうえ、これを決定する。

この協定を証するため、本書を2通作成して、甲乙双方署名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年9月3日

甲 東京都千代田区神田錦町1丁目9番地  
一般財団法人日本建築センター

理事長 橋本 公博

乙 北海道札幌市中央区北3条西3丁目1番地  
一般財団法人北海道建築指導センター

理事長 石塚 弘